

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>名張市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの児童)を養育している家庭等に対して、児童扶養手当を支給する。なお、対象児童が身体又は精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳を迎える誕生日まで児童扶養手当を支給する。</p> <p>【特定個人情報を取扱う事務】</p> <p>①児童扶養手当の認定請求受付、認定審査、手当証書発行、手当支給事務 ②各種届出に係る書類発行、受理、審査、決定通知事務 ③他自治体等への情報照会及び情報提供事務</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号利用法 ・第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号利用法 ・第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第10条の3、12条、19条、26条の2、35条、36条、44条、53条、59条の2</p> <p>(情報照会の根拠) 番号利用法 ・第19条第8号 別表第二の57の項 別表第二省令 ・第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 子ども家庭室
②所属長の役職名	福祉子ども部 子ども家庭室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県名張市役所 福祉子ども部 子ども家庭室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7594
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県名張市役所 福祉子ども部 子ども家庭室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7594

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	子ども部 子ども家庭室	福祉子ども部 子ども家庭室	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	田中 康生	福地 さおり	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県名張市役所 子ども部 子ども家庭室	三重県名張市役所 福祉子ども部 子ども家庭室	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	三重県名張市役所 子ども部 子ども家庭室	三重県名張市役所 福祉子ども部 子ども家庭室	事後	
平成29年7月18日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ②法律上の根拠	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの児童)を養育している家庭等に対して、児童扶養手当を支給する。なお、対象児童が身体又は精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳を迎える誕生日まで児童扶養手当を支給する。 【特定個人情報を取扱う事務】 ①児童扶養手当の認定請求受付、認定審査、手当証書発行、手当支給事務 ②各種届出に係る書類発行、受理、審査、決定通知事務 ③他自治体への照会及び情報提供事務	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの児童)を養育している家庭等に対して、児童扶養手当を支給する。なお、対象児童が身体又は精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳を迎える誕生日まで児童扶養手当を支給する。 【特定個人情報を取扱う事務】 ①児童扶養手当の認定請求受付、認定審査、手当証書発行、手当支給事務 ②各種届出に係る書類発行、受理、審査、決定通知事務 ③他自治体等への情報照会及び情報提供事務	事後	
平成29年7月18日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7項 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、19、35、36、44条 (情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第7号 別表第二の57の項 別表第二省令 ・第31条	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、19、35、36、44条 (情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第7号 別表第二の57の項 別表第二省令 ・第31条	事後	
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長	福地 さおり	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	(項目なし)	福祉子ども部 子ども家庭室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和2年6月5日	IIしきい値判断項目	2)1,000人以上1万人未満	1)1,000人未満(任意実施)	事後	
令和2年6月5日	I. 4. ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12、19、35、36、44条	(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第10条の3、12条、19条、26条の2、35条、36条、44条、53条、59条の2	事後	
令和3年6月7日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年6月5日時点	令和3年6月7日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	I. 1. ②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの児童)を養育している家庭等に対して、児童扶養手当を支給する。なお、対象児童が身体又は精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳を迎える誕生日まで児童扶養手当を支給する。</p> <p>【特定個人情報を取扱う事務】 ①児童扶養手当の認定請求受付、認定審査、手当証書発行、手当支給事務 ②各種届出に係る書類発行、受理、審査、決定通知事務 ③他自治体等への情報照会及び情報提供事務</p>	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの児童)を養育している家庭等に対して、児童扶養手当を支給する。なお、対象児童が身体又は精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳を迎える誕生日まで児童扶養手当を支給する。</p> <p>【特定個人情報を取扱う事務】 ①児童扶養手当の認定請求受付、認定審査、手当証書発行、手当支給事務 ②各種届出に係る書類発行、受理、審査、決定通知事務 ③他自治体等への情報照会及び情報提供事務</p>	事後	
令和4年6月10日	I. 3 法令上の根拠	1. 番号法	1. 番号利用法	事後	
令和4年6月10日	I. 4. ② 法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法 ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第7号 別表第二の57の項</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号利用法 ・第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116</p> <p>(情報照会の根拠) 番号利用法 ・第19条第8号 別表第二の57の項</p>	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行)